

【様式2】

市民意見公募手続の実施事案について

所管課名 保健福祉部 保健所 保健予防課

事案番号	12106
実施事案名	特定個人情報保護評価に関する全項目評価書(案)(予防接種に関する事務)
政策等を策定する趣旨, 目的及び背景	平成25年5月31日に公布された「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」による, いわゆる「マイナンバー制度」の導入に伴い, 本市では, 予防接種に関する事務で保健センターシステムを利用し, 特定個人情報ファイルを保有しています。新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務を実施するに伴い, 新システムであるワクチン接種記録システム(VRS)等を利用することから, 新たな特定個人情報の取扱いが生じるとともに, 特定個人情報を取り扱う対象人数が増えるため, 全項目評価書の作成が必要となります。このため, 特定個人情報保護評価に関する全項目評価書(案)について, 広く市民の皆さんのご意見を募集します。
策定根拠となる法令等	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号) 特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号) 特定個人情報保護評価指針(令和3年特定個人情報保護委員会)
政策等の案の関係資料	特定個人情報保護評価に関する全項目評価書(案)(予防接種に関する事務)の概要

★意見提出期間が30日未満となった理由

--

実施結果の公表予定日	令和3年11月2日(火)
------------	--------------